⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「資料」という。）の提出期限の日から技術協力業務に係る見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

㈠　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈡において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈡において同じ。）の関係にある場合

㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ⅰ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ⅱ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ⅲ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ⅳ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本建設工事は、平成29～31年の出水で浸水した枝光排水機場付近の浸水被害を解消するため、排水機場の増設及び電気設備、排水機場上屋を整備する工事である。

排水機場基礎はＰＨＣ杭（Ｌ＝28m～30m）による杭基礎を計画しているが、支持層の傾斜・不陸が想定され、杭の高止り及び貫入不足の対策が必要となり、構造物の安定性を確保できる施工計画が求められる。

以上のことから、効率的な設計・施工には施工者独自の高度な技術が必要であることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、以下の提案を求めるものである。

・排水機場基礎工について、施工性、経済性、実現性を考慮した施工方法に関する提案：100点

⑵　技術提案書について、ヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　競争参加資格があると認められる者で、上記⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のとおり優先交渉権者を選定するものとする。九州地方整備局における一般土木工事の有資格業者名簿の上位者

なお、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講ずることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　担当部局　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局総務部契約課契約第二係　電話092―471―6331㈹（内線2533）

５　説明書の交付及び申請書等の提出に係る事項

⑴　説明書の交付

①　交付期間：別表１①に示す期間。

②　交付場所：上記４に同じ。

③　その他：電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに４の担当部局に連絡すること。

⑵　申請書等の提出方法

①　提出期間：別表１②に示す期間。

②　提出場所：上記４に同じ。

③　提出方法：㈠電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㈠　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

㈡　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

６　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

１）技術協力業務　免除

２）建設工事　納付（保管金の取扱店　日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　九州地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。